

品確法の推進に向けて

～ 静岡県の取り組み～

静岡県土木部技術管理室

いしがき としゆき
石垣 俊幸

1. はじめに

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以後、品確法と略す)が施行された。この法律は、発注者側の関係事務の取り組みについて規定されたものであり、その的確な運用を図るためには、発注者自らが法律の目的や内容を理解し、公共工事に関する競争参加者の技術力を適正に評価する体制づくりが重要である。

施行後約1年半が経過し、静岡県における現状や今まで普及に関連して取り組んできた施策や、これからの品確法推進に向けた方向性について紹介する。

2. 静岡県内市町の体質

品確法を県自ら推進することは当然のことであるが、品確法の普及・推進には市や町の取り組み

が重要である。そこで、本県では品確法施行直後から県内市町に依頼して、発注関係事務の実態について調査した。

(1) 市町の監督業務体制

施行直後の調査では独立した検査員がいない市町が13%、工事成績評定を有していない市町が9%、複数の監督員体制を実施していない市町も18%あった。

特に、規模の小さい市町にその傾向が強く、合併等で多少の改善は見られたが、その根底にあるのは、土木あるいは建築の技術系職員としての採用を行っていない市町があるからと考える。つまり、市町では人事異動等で市民課から建設課に転属になる可能性が十分考えられ、建設課の職員の中にもいわゆる事務系の職員がいる場合も見受けられるなど、技術力の脆弱さが顕在していると思われる(表1, 2上段参照)。

(2) 市町の工事成績評定

本県は、平成15年度から従前に比べてより客観的な評価ができるように、国土交通省と同等な工事成績評定に改正した。平成14年度までの工事成

表 1 県内市町における監督員体制の実態 (H17.5, H18.10技術管理室調査)

区分	3人監督員体制の市町		2人監督員体制の市町		1人監督員体制の市町	
	市町数	比率(%)	市町数	比率(%)	市町数	比率(%)
市町:45市町 (政令市含む) H17.5	32	71.1	4	8.9	9	20.0
市町:42市町 (政令市含む) H18.10	34	81.0	5	11.9	3	7.1

表 2 県内市町における実態 (H17.5, H18.10技術管理室調査)

区分	技術職員がいない市町		独立検査員がいない市町		工事成績評定を持っていない市町	
	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)
市町：45市町 (政令市含む) H17.5	7	15.6	6	13.3	4	8.9
市町：42市町 (政令市含む) H18.10	未調査	未調査	1	2.4	2	4.8

績評定による点数と比較して、平均点は5点ほど低くなったが、正規分布は平均点近くに集中傾向だった以前より広がりが見られ、品質の良いものと悪いものが明確に評価されてきていると考えている。

しかし、県内市町においては、県が平成14年度まで使用していた工事成績評定を使用している市町が多く、市町独自の工事成績評定を使用している場合も、県が平成14年度まで使用していた工事成績評定の改良版である場合が大多数である。その両方を合わせると80%近くにもなる。今後、工事データベースの共有化等を図る上で、評価自体の共通化が望まれるところである(表 3(1)参照)。

昨年度県内では、14市町が国土交通省作成の小規模工事評定要領の試行を行っており(簡便型、標準型の試行を合わせると20市町が試行実施)、各市町とも品確法の施行を受け工事成績評定への関心が高いと思われる。平成18年2月に再調査した結果、平成14年度まで使用していた工事成績評定や市町独自の工事成績評定を標準型や簡便型あるいは小規模評定に改正する市町が増えてきたこ

とは、品確法の趣旨に沿った公共工事の品質確保の促進が図られるものと考えている(表 3(2)参照)。

また、市町より標準型等の運用についての質問や疑義等が多数寄せられたことから、昨秋に市町の監督員と検査員を対象にした実地研修を計6回開催し、85名の参加を得た。

今後は、国土交通省中部地方整備局と中部4県、2政令市で構成される「施工体制の確保に関する推進協議会」で構築する共有工事成績評定データベースづくりを通して、各発注者間で相互利用が可能になるデータベース化について検討していく。課題は、市町発注の工事は500万円未満が比較的多いため、市町が希望しているコリンス使用が現在のままでは無理である点と、発注者間で同じ評定レベルが確保できるかではないかと考えている。

(3) 市町へのアンケートによる分析

本県では、平成18年2月に国が実施した調査を補完し、また、今後のフォローアップの目的で独自アンケート調査を実施した。

表 3(1) 県内市町における工事成績評定の実態 (H17.6技術管理室調査45市町)

区分	H14以前の県評定を採用している市町		独自の評定を採用している市町		標準型を採用している市町	
	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)
市町 (政令市含む)	22	48.9	13	28.9	7	15.6

表 3(2) 県内市町における H18以降の工事成績評定 (H18.2技術管理室調査43市町)

区分	H14以前の県評定を採用する市町		独自の評定を採用する市町		標準型を採用する市町		簡便型評定採用の市町		小規模評定採用の市町	
	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)	市町数	比率 (%)
市町 (政令市含む)	13	31.0	8	19.0	12	28.6	9	21.4	10	23.8

その結果から、分析された市町の実態について述べる。

① 工事成績評定の入札への反映状況

県内市町は、38%の市町が工事成績評定を入札に反映していない実態がある。この数字に少し驚きを感じたが、逆に言えば精度の高い工事成績評定が確立されてくれば入札に反映されてくものと考えている。

② 工事成績評定等の他県市町との情報共有化について

情報共有化については、44%の市町が希望していない。理由の本質はそれぞれの事情により異なると思うが、その一つに、現在の入札が各々の市町内企業だけで十分であるため、あるいは約4割が工事成績評定を入札に反映していないためであると考える。

③ 総合評価方式導入の検討

品確法施行を受け、総合評価方式の導入検討をしている市町は23%であった。約1/4の市町で検討をしていることになるが、その具体化への意識レベルはかなり低いものであると予測される。現在、県内で統合評価方式を導入しているのは政令

市となった静岡市と来春政令市になる浜松市および富士市のみである。

しかし、東部の中堅市が総合評価方式の職員研修会を開催し、実現に向けて努力しているなど、少しではあるが動きがでてきたことはうれしいことである。

④ 学識経験者への意見聴取に係る対応

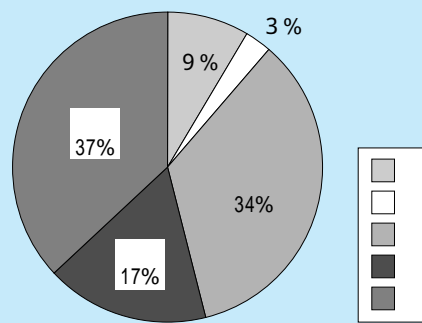
総合評価方式では、地方自治法施行令で2名以上の学識経験者への意見聴取が規定されている。この規定が地方自治体における総合評価方式の導入を遅らせている要因の一つでもあるが、県内市町ではその対応について、図1のような意向を持っていることが分かった。

外部発注支援機関に意見聴取まで支援してもらう考えであると回答した市町が17%もいることに注目している。技術審査業務や総合評価方式の関係事務で市町を支援することは、先述の施工体制の確保に関する推進協議会で認定された外部発注支援機関が行う重要かつ主要な業務の一つである。

⑤ 市町支援の認知度

品確法では適切な発注事務ができない市町は、

学識経験者への意見聴取に係る対応



学識経験者への意見聴取に係る対応 (複数回答あり)

① 独自に学識経験者を含む委員会を設置し、意見聴取を行う	4
② 独自に学識経験者へ面談等して、個別に意見聴取する	1
③ 国または県に設置される総合評価審査委員会で意見聴取する	12
④ 外部発注支援機関に意見聴取まで支援してもらう	6
⑤ その他 (検討中・未定)	13
回答市町数 (未回答 8)	36

図 1 県内市町における学識経験者への意見聴取の対応 (H18 2技術管理室調査43市町)

支援を受けてもその事務を実施しなくてはならないとなっていると認識している市町は86%であったが、施行後約1年半の間に数々の研修会、講演会、意見交換会を実施してきたにもかかわらず14%の市町が知らないと回答している。同様に11%の市町が発注者支援機関認定制度および本県の発注者支援機関である(財)静岡県総合管理公社の存在すら知らないと回答している。この事実には少しばかりがっかりしている。

⑥ (財)静岡県総合管理公社の利用とその理由

(財)静岡県総合管理公社市町村支援課の発注支援業務には、技術審査補助、設計・積算補助、監督業務補助、検査補助があるが、今までに依頼したことはあるか、また、今後依頼する予定があるかの問いに、今までに22%の市町での活用があり、平成18年度以降の検討中も入れて、70%の市町が活用を考えている。

活用しないと回答した市町の理由および活用したい市町も課題として挙げていたのは、やはり支援に費用が発生することである。本年度から補助事業での支援業務等に測量試験費からの支弁が可能となったが、補助事業でも基本的には半額程度の市町費支出があり、市町にとって負担となっているものと考えられる。



3. 静岡県の取り組み



(1) 総合評価方式の推進と市町への総合評価推進支援

本県では、平成15年度から総合評価方式の取り組みを開始していたが、品確法施行を受けた昨年11月に「総合評価活用ガイドライン」を策定し、簡易型総合評価方式の導入等総合評価方式拡大に向けて着実に歩み出した。

総合評価活用ガイドラインに基づき、昨年11月から平成18年9月末までに標準型1件、簡易型75件の試行を行った。この内、簡易型の2件で最低価格者以外の参加者が落札する逆転現象が発生している。

市町への支援として、学識経験者の意見聴取に関し、市町の工事の審査にも利用できるように、既存の「土木部総合評価審査委員会」に東部・中部・西部の3部会を設置した(図2参照)。

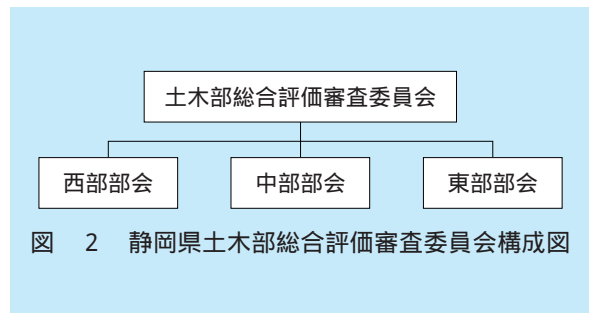


図2 静岡県土木部総合評価審査委員会構成図

(2) 市町支援への取り組み

品確法の市町や業界への周知については、県として重要課題と位置付け積極的に講習会や説明会、意見交換会を実施した。その結果、単独監督員体制の市町が3市町に減少し、5市町において独立検査員の設置等の改善が見られた(表1, 2下段参照)。

また、工事の監督・検査ならびに工事中等の施工状況の確認・評価を的確に実施するため、県内市町の検査員および監督員を対象とした研修会を実施した。同じ工事を評価した場合、機関や評価者が変わっても同じ評価点になることが重要であるため、工事成績評定要領等の記入方法や実際の現場において監督業務や検査業務を体験研修した。

(3) (財)静岡県総合管理公社による市町支援

発注者支援機関認定制度により、土木関係の支援機関として認定されている(財)静岡県総合管理公社は、技術研修開催での市町職員の受入れや橋梁設計等、市町での発注経験が少ない設計業務を受注し、各関係機関との調整や設計および積算・施工監理に至るまでの技術支援を行っている(表4参照)。

(4) その他の支援

土木部では品確法や総合評価方式の普及等を検討する組織として庁内に品確法施行推進プロジェクトチームを立ち上げ、普及と推進を図っている。その成果の一つとして、総合評価方式や発注者支援等について示した「よくわかる品確法Q&

表 4 (財)静岡県総合管理公社による市町村支援事業実績一覧 (H14年度～H17年度)

工種	種別	H14年度		H15年度		H16年度		H17年度	
		件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名
河川	計画・設計	1	豊岡村	1	豊岡村	3	袋井市・榛原町・豊岡村	1	袋井市
	積算・施工監理			1	沼津市			1	磐田市
	計	1		2		3		2	
下水	計画・設計								
	積算・施工監理	2	三ヶ日町(2)	1	三ヶ日町	1	南伊豆町		
	計	2		1		1			
道路	計画・設計	1	賀茂村	3	静岡市・掛川市・豊岡村	2	伊豆市・焼津市	5	伊豆市(2)・静岡市・芝川町・新居町
	積算・施工監理			1	沼津市	2	沼津市(2)	2	裾野市・伊豆市
	その他							1	沼津市(低入札施工監理)
	計	1		4		4		8	
橋梁	計画・設計	2	天城湯ヶ島町・裾野市	6	下田市・裾野市(3)・富士市・掛川市	4	伊豆市・静岡市・掛川市・相良町	4	静岡市・牧之原市・函南町(2)
	積算・施工監理	4	下田市・細江町(2)・浅羽町	6	下田市(2)・小笠町・榛原町・細江町・浅羽町	7	下田市(3)・裾野市・浅羽町・小笠町・細江町	1	函南町
	その他			1	裾野市				
	計	6		13		11		5	
計	計画・設計	4	1市1町2村	10	5市1村	9	5市2町1村	10	4市3町
	積算・施工監理	6	1市3町	9	2市5町	10	3市4町	4	3市1町
	その他			1	1市			1	1市
計(市町村内訳)		10	2市4町2村	20	6市5町1村	19	8市6町1村	15	7市3町

A」を作成し、市町職員向けに配布するとともに、受注者への周知を図るため業界誌に特集で掲載した。

また、平成18年2月に実施したアンケート調査で、品確法推進に際して具体的な課題等があると回答した市町に対しては、その内容に応じ担当職員が直接個別相談に出向き、市町への普及が図れるよう努めている。



4. 今後の方向性



平成18年9月公共工事契約連絡協議会の中に、県内2市2町と県で構成する研究会を設置し、県

内市町の品確法への対応促進を図るため、「市町が品確法に取り組むためのガイドライン」を作成する計画である。



5. おわりに



品確法の普及においては、全庁的な取り組みによる市町への普及推進が重要であるため、公共部門(環境森林部、農業水産部、土木部、都市住宅部、企業局)で組織する品確法検討部会で情報交換等を通じて連携を図りながら推進に努めていく、また、土木部では引き続き必要に応じた個別相談や出前勉強会等の取り組みを強化していきたい。